

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p>	<p>○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p>
<p style="text-align: right;">平成14年 3 月 29日規則第37号</p>	<p style="text-align: right;">平成14年 3 月 29日規則第37号</p>
<p style="text-align: center;">改正</p>	<p style="text-align: center;">改正</p>
<p style="text-align: center;">平成16年 6 月 30日規則第69号 平成19年 6 月 29日規則第73号 平成22年 6 月 30日規則第64号 平成25年 6 月 28日規則第71号 平成28年 6 月 29日規則第62号 令和元年 6 月 28日規則第 9 号</p>	<p style="text-align: center;">平成16年 6 月 30日規則第69号 平成19年 6 月 29日規則第73号 平成22年 6 月 30日規則第64号 平成25年 6 月 28日規則第71号 平成28年 6 月 29日規則第62号 令和元年 6 月 28日規則第 9 号</p>
<p style="text-align: center;">附 則 (経過措置)</p>	<p style="text-align: center;">附 則 (経過措置)</p>
<p>2 この規則の公布の日前に設置された事業所（同日前から設置の工事がされているものを含む。）にあっては、改正後の規則別表第11に定める規制基準のうち附則別表の左欄に掲げる排水指定物質に係る規制基準は、当該事業所が同表の左欄に掲げる排水指定物質の種類に応じ同表の中欄に掲げる業種その他の区分に属する場合に限り、改正後の規則別表第11の規定にかかわらず、<u>令和 7 年 6 月 30日</u>までの間、<u>（温泉を利用する事業所にあっては、当分の間）</u>は、附則別表に掲げる規制基準を適用する。</p>	<p>2 この規則の公布の日前に設置された事業所（同日前から設置の工事がされているものを含む。）にあっては、改正後の規則別表第11に定める規制基準のうち附則別表の左欄に掲げる排水指定物質に係る規制基準は、当該事業所が同表の左欄に掲げる排水指定物質の種類に応じ同表の中欄に掲げる業種その他の区分に属する場合に限り、改正後の規則別表第11の規定にかかわらず、<u>令和 4 年 6 月 30日</u>までの間は、附則別表に掲げる規制基準を適用する。</p>
<p>3 前項の規定の適用については、同項の規定の適用を受ける事業所に係る汚水又は廃液を処理する事業所については、同項の規定の適用を受ける事業所の属する業種その他の区分に属するものとみなす。</p>	<p>3 前項の規定の適用については、同項の規定の適用を受ける事業所に係る汚水又は廃液を処理する事業所については、同項の規定の適用を受ける事業所の属する業種その他の区分に属するものとみなす。</p>
<p>附則別表（附則第 2 項関係）</p>	<p>附則別表（附則第 2 項関係）</p>
<p>この規則の公布の日前に設置された事業所（同日前から設置の工事がされているものを含む。）に係る<u>令和 7 年 6 月 30日</u>まで、<u>（温泉を利用する事業所にあっては、当分の間）</u>の排水指定物質（ほう素及びその化合物並びにふっ</p>	<p>この規則の公布の日前に設置された事業所（同日前から設置の工事がされているものを含む。）に係る<u>令和 4 年 6 月 30日</u>までの排水指定物質（ほう素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物に限る。）の規制基準は、当該</p>

改正後			改正前		
素及びその化合物に限る。)の規制基準は、当該事業所が表中の左欄に掲げる排水指定物質の種類に応じ表中の中欄に掲げる業種その他の区分に属する場合に限り、次のとおりとする。			事業所が表中の左欄に掲げる排水指定物質の種類に応じ表中の中欄に掲げる業種その他の区分に属する場合に限り、次のとおりとする。		
排水指定物質の種類	業種その他の区分	許容限度	排水指定物質の種類	業種その他の区分	許容限度
ほう素及びその化合物	電気めっき業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	1リットルにつきほう素として30ミリグラム	ほう素及びその化合物	電気めっき業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	1リットルにつきほう素として30ミリグラム
	<u>ほう素濃度が1リットル当たり500ミリグラム以下の温泉を利用する事業所</u>	<u>1リットルにつきほう素として300ミリグラム</u>		<u>温泉を利用する事業所</u>	<u>1リットルにつきほう素として500ミリグラム</u>
	<u>ほう素濃度が1リットル当たり500ミリグラムを超える温泉を利用する事業所</u>	<u>1リットルにつきほう素として500ミリグラム</u>			
ふっ素及びその化合物	電気めっき業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	1リットルにつきふっ素として15ミリグラム	ふっ素及びその化合物	電気めっき業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	1リットルにつきふっ素として15ミリグラム
	昭和49年12月1日において現に湧出している温泉（自然に湧出しているもの（掘削により湧出させたものを除く。以下同じ。）を除く。）を利用する事業所	1リットルにつきふっ素として30ミリグラム		昭和49年12月1日において現に湧出している温泉（自然に湧出しているもの（掘削により湧出させたものを除く。以下同じ。）を除く。）を利用する事業所	1リットルにつきふっ素として30ミリグラム

改正後			改正前		
	昭和49年12月1日において現に湧出している温泉（自然に湧出しているものに限る。）を利用する事業所	1 リットルにつきふっ素として50ミリグラム		昭和49年12月1日において現に湧出している温泉（自然に湧出しているものに限る。）を利用する事業所	1 リットルにつきふっ素として50ミリグラム
備考			備考		
<p>1 この表の左欄に掲げる排水指定物質の種類ごとに同表の中欄に掲げる業種その他の区分に属する事業所が同時に他の業種その他の区分に属する場合において、改正後の規則別表第11又はこの表によりその業種その他の区分につき異なる許容限度の規制基準が定められているときは、当該事業所に係る排水については、それらの規制基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。</p> <p>2 事業所の排水の採水の地点は、当該事業所の排水口とする。</p> <p>3 排水の測定方法は、改正後の規則別表第11備考第7項第25号及び第26号に定めるところによるものとする。</p>			<p>1 この表の左欄に掲げる排水指定物質の種類ごとに同表の中欄に掲げる業種その他の区分に属する事業所が同時に他の業種その他の区分に属する場合において、改正後の規則別表第11又はこの表によりその業種その他の区分につき異なる許容限度の規制基準が定められているときは、当該事業所に係る排水については、それらの規制基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。</p> <p>2 事業所の排水の採水の地点は、当該事業所の排水口とする。</p> <p>3 排水の測定方法は、改正後の規則別表第11備考第7項第25号及び第26号に定めるところによるものとする。</p>		